

# 泉北環境整備施設組合議会傍聴規則

昭和56年9月3日

議会規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手續)

第2条 傍聴しようとする者は、傍聴席の入口で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に明記の上、係員の指示を受けて所定の席に着かなければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 一般傍聴人の定員は、19人とする。

(議場への入場禁止)

第4条 傍聴人は、いかなる事由があっても議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり及び垂れ幕の類を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (6) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機及び映写機の類を携帯している者。ただし、第7条の規定により、撮影又は録音することにつき、議長の許可を得た者を除く。
- (7) その他議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがある物を携帯している者

(傍聴人の順守事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう及びえり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙しないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (8) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音をしてはならない。

ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年2月16日議会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年2月7日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。